

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで価値を創造し社会に貢献し続ける」という企業理念のもと、日々の事業運営を行っております。その企業理念実現のためには、企業価値・株主価値の最大化を通じ、株主・クライアント・取引先等全てのステークホルダーに貢献し、支持され続けることが必要であります。コーポレート・ガバナンスにつきましては、その前提条件として非常に重要で、コーポレート・ガバナンスの強化を行うことは業務の公正・透明性の確保、業務の効率化につながり、企業理念実現のため必要不可欠なものと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
諸藤周平	32,298	31.18
田口茂樹	9,370	9.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,901	4.73
アズワン株式会社	4,200	4.05
エムスリー株式会社	3,410	3.29
野村信託銀行株式会社(投信口)	3,272	3.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,732	2.63
日本証券金融株式会社	2,113	2.04
株式会社ケア21	2,000	1.93
信長努	1,508	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
伍藤 忠春	他の会社の出身者					○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
伍藤 忠春	○	・日本製薬工業協会理事長	介護・医療分野における豊富な知識・経験を当社の経営に活かすため選任しております。また、独立役員として適さない属性等の各項目のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、同氏を当社独立役員として指定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から四半期毎に監査結果の報告を受けるほか、適時に会計監査人と会合を持ち、意見及び情報の交換を行うなど、相互に連携を図っております。また、内部監査部門とは月次で会合を持ち、内部監査計画をはじめ、内部監査結果や進捗状況の報告を受け、意見及び情報の交換を行うほか、内部通報制度の運用状況の報告を受けるなど、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
渡辺 隆	他の会社の出身者									○
山村 正幸	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
渡辺 隆	○	——	監査体制、コーポレート・ガバナンス体制強化のため就任を要請いたしました。また、独立役員として適さない属性等の各項目のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、同氏を当社独立役員として指定しております。
山村 正幸	○	——	監査体制、コーポレート・ガバナンス体制強化のため就任を要請いたしました。また、独立役員として適さない属性等の各項目のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、同氏を当社独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は業務執行に係る社内取締役に対して、ストックオプションを付与しております。

なお、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるため、ならびに長期的貢献を促すため、当社取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成24年6月15日開催の第9期定時株主総会にて決議いたしました。当社取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条第1項第2号及び同第3号の報酬等に該当します。当社においては、平成17年6月22日開催の当社第2期定時株主総会において取締役報酬額につきましては承認され、現在に至っておりますが、これとは別件にて取締役(社外取締役を除く。)5名に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

グループ全体の業績向上等のインセンティブとするためであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は平成17年6月22日開催の第2期定時株主総会決議により報酬限度額を定めており、取締役報酬限度額は年額200,000千円でありま
す。
当社は、役員の報酬について、上記株主総会の総額の範囲内において決定いたします。
また、上記報酬限度額とは別に、取締役を対象とした新株予約権の付与を行うことがあります。目的は取締役に對し長期的貢献を促すため
であります。
取締役の報酬については、当社の業績に加え、本人の成果、業績に対する貢献度合い、今後担うべき役割等を総合的に勘案して決定いた
します。
なお、平成24年3月期は、金銭報酬については取締役会の委任を受け、上記方針に基づき代表取締役が決定し、新株予約権の付与につい
ては株主総会で決議いたしました。
当社では社内取締役、社内監査役、社外役員(取締役1名、監査役2名)別に各々の総額を開示しており、平成24年3月期は社内取締役
に対して108,383千円、社内監査役に対して8,400千円、社外役員(社外取締役及び社外監査役)に対して24,300千円支給いたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、前者は社外取締役と、後者は監査役又は監査役会と協議の上で必要な人員を配置し、適宜必要な資
料や情報の提供などのサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜業務執行の機能に係る事項＞

取締役会の意思決定および業務執行が効率的に行われることを目的として、以下の体制をとっております。
・原則月1回の取締役会にて、取締役の職務執行状況の報告と、法令・定款に定められた事項及び経営方針等重要事項の決議
・原則週1回の経営会議にて、個別経営課題等の決議、取締役会付議事項やその他重要事項についての決議

内部統制強化を目的として、以下の体制をとっております。

・月次のリスクマネジメント委員会にて、全社的に取り組むべきリスク対応方針の決定とその対応状況、及び日常発生する
インシデント(※)の対応状況のモニタリング
※日常発生するインシデント・・・個人情報漏洩、システム障害の発生、監督機関及び内部監査による指摘、社内ルール違反など

＜監査・監督の機能に係る事項＞

コーポレート・ガバナンスおよびモニタリング機能強化を目的として、以下の体制をとっております。
・社外取締役が、上記取締役会に出席し、独立した立場から意思決定の妥当性ならびに公正性を監督
・社外監査役が、上記取締役会、経営会議およびリスクマネジメント委員会に出席し、監査役会で定められた監査方針に基づき取締役の業
務執行ならびに意思決定の適法性、妥当性を監査
・独立役員要件を満たし、かつ財務・会計に関する知見を有する監査役の選任
・内部監査部門が、監査役と連携して各部門及び子会社に対して、業務執行の状況及び金融商品取引法に基づく内部統制の監査を実施し、
監査結果を取締役会へ報告

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。体制は以下の通りです。

・公認会計士の氏名
指定有限責任社員:鈴木裕司
指定有限責任社員:石井広幸

・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士7名
その他5名

＜指名、報酬決定等の機能に係る事項＞

取締役は、取締役会において候補者を選定し、定款の定めにより株主総会において選任します。
当社は平成17年6月22日開催の第2期定時株主総会決議により報酬限度額を定めており、取締役報酬限度額は年額200,000千円でありま
す。
当社は、取締役の報酬について、上記株主総会の総額の範囲内において決定いたします。
また、上記報酬限度額とは別に、取締役を対象とした新株予約権の付与を行うことがあります。目的は取締役に對し長期的貢献を促すため
であります。
取締役の報酬については、当社の業績に加え、本人の成果、業績に対する貢献度合い、今後担うべき役割等を総合的に勘案して決定いた
します。
なお、平成24年3月期については、金銭報酬については取締役会の委任を受け、上記方針に基づき代表取締役が決定し、新株予約権の付与に
ついては株主総会で決議いたしました。
監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲において、監査役の協議により決定いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現状の体制を採用する理由は、取締役の意思決定及び業務執行が合理的かつ効率的に行われること、監査役監査が十分に機能してい
ること、社外取締役を導入することで監督効果が期待できることであります。

当社が法定外である経営会議、リスクマネジメント委員会を設置している理由は、前者が各経営課題について迅速な意思決定を行い、かつ
、多様な観点から議論することにより合理的な意思決定を行うことで、透明性を確保するためであります。後者は法令、定款及び社会規範の遵守
の徹底と継続的改善ならびに経営上のリスク管理体制を整備、構築するためであります。

なお、当社は業務執行に対する取締役会による監督と監査役による適法性・妥当性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体
制を選択しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	1週間程度、集中日より早い日程に設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に4回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに有価証券報告書、決算短信、株主総会招集通知、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 経営管理部の所管業務としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券所の定める規則の遵守、社内体制の充実などをはかることにより、投資者をはじめとするステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制基本方針として、以下を取締役会にて決議しております。なお、最終改訂は平成24年5月17日に取締役会にて決議しております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、その徹底と継続的改善を図るため、全社的なリスク管理及び倫理感の醸成・法令の遵守に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- (2) 法令違反行為等の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口及び顧問弁護士事務所を情報受領者とする内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
- (3) 代表取締役を委員長としたリスクマネジメント委員会を組織し、リスク対応及びコンプライアンス対応活動を推進する。また、その活動内容を定期的に取締役会に報告する。
- (4) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を遮断し、毅然とした姿勢で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報及び管理については、対象文書と保存期間及び管理方法を規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料と共に保存する。
- (2) 取締役または監査役からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、経営活動上のリスク管理体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、影響、発生可能性に鑑み、リスク管理体制を重要性に応じて整備する。
- (2) 上記活動のため、代表取締役を委員長としたリスクマネジメント委員会を組織し、リスク対応及びコンプライアンス対応を推進する。またその活動内容を定期的に取締役会に報告する。
- (3) 災害、事故などの重大な事態が生じた場合の対応方針を規定している。これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の運営方針、業務分掌・職務権限に関して規定し、取締役の職務及び権限、責任等の明確化を図るほか、取締役会に付議すべき事項を定める。
- (2) 取締役会において、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。また、取締役は各部門と業務進捗会議を定期的に実施することにより情報共有を迅速に行い、適切な経営判断を実施する。
- (3) 取締役会は全社的な戦略を定め、この全社戦略を継承する形で各部門が下位戦略を策定し、これの進捗状況を定期的に取締役会がモニタリングすることにより戦略の実行を確保する。
- (4) 管理部門は、経営管理・組織管理・リスク管理・人事管理・業務管理の各項目で、取締役会の意思決定と事業部門の戦略実行をサポートする。

5. 当社及びその関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、これに従い子会社の経営管理を行う。
- (2) 当社は、関係会社の業務特性に応じて管理を行う所管部門を定める。所管部門は、関係会社の管理責任者と連携をとり、管理を行うとともに、関係会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
- (3) 当社の内部監査部門は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役の職務を補助するため、監査役または監査役会と協議のうえで必要な人員を配置する。
- (2) 監査役より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項について、速やかに報告する。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、その他の会議に出席するほか、必要に応じて会合を実施し、取締役及び使用人から説明を受ける。
- (2) 監査役は、内部監査部門の監査と調整を図り、連携して監査を行う。また、監査役は会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、「エス・エム・エス ビジネスガイドライン」に反社会的勢力に対する対応方法を明記し、必要に応じ周知啓発活動を実施する。
- (2) 当社は、特殊暴力防止対策連合会等に加盟し、顧問弁護士事務所やその他社外の専門家及び関係機関と連携して対応する体制を構築する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
